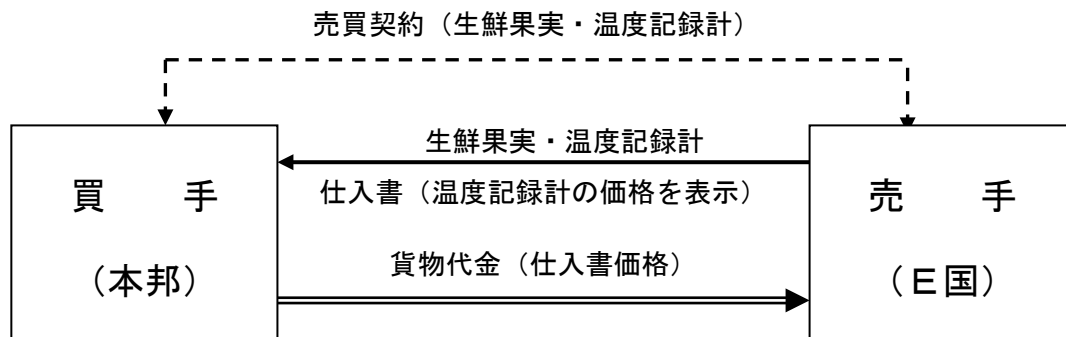


20. 輸入貨物の運送途上で使用された後に輸入される温度記録計の課税価格 （仕入書上で温度記録計の価格が明らかである場合）



【照会要旨】

当社（買手）は、売手からCFR条件で生鮮果実を購入（輸入）します。

生鮮果実は、コンテナにより冷蔵状態で本邦まで運送されます。その本邦への運送途上におけるコンテナ内の温度変化を測定し、記録するために、当社は、生鮮果実と合わせて1台の温度記録計を売手から購入します。

当社は、温度記録計を生鮮果実とともに輸入しますが、温度記録計については、運送途上で既に使用されたものであり、反復使用に適していないものであることから、データを回収した後に本邦内で廃棄します。

売手から当社宛てに送付された仕入書には、生鮮果実と温度記録計のそれぞれの価格が表示されており、今般、当社は、その価格の総額を売手に支払いました。

この場合の温度記録計の課税価格は、当社が売手に実際に支払う価格（仕入書上の価格）を現実支払価格として「輸入貨物の取引価格による方法」により計算できますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が輸入する温度記録計は、現実支払価格に基づく「輸入貨物の取引価格による方法」により課税価格を計算して差し支えありません。

（理由）

輸入取引により輸入される貨物の課税価格は、原則として、現実支払価格に運賃等の所定の費用等（加算要素）の額を加えた取引価格となりますが、「輸入取引」とは、本邦に拠点（住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるもの。）を有する者（個人であるか法人であるかを問わない。）が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、現実にその貨物が本邦に到着することとなったものをいい、通常、現実に貨物を輸入することとなる売買をいいます。

上記の取引において、輸入される温度記録計は、貴社（買手）が売手から購入しているものですが、購入後に運送途上で使用されながら本邦へ到着し、輸入されるものですので、関税評価上、売手から購入した時と同一のものであるとみなすことはできません。

しかしながら、この温度記録計が生鮮果実の本邦への運送途上で使用された後に輸入

されるものであるという特別な事情に鑑み、仕入書に表示されている価格を現実支払価格として、関税定率法第4条第1項の規定により、温度記録計の課税価格を計算して差し支えありません。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項

関税定率法基本通達4-1(1)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)